

令和8年第2回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第41号 狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第42号 令和8年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

歳 出

8款土木費 2項3目道路新設改良費

○道路拡幅事業に係る用地の権利者の状況は。

●権利者は同一の1名である。

債務負担行為

○公共施設LED照明設備賃貸借事業の対象施設及び総数は。

●主な施設としては、小中学校、公民館、市民総合体育館、奥富及び稻荷山環境センターなどを対象としており、現在114施設を予定している。

○事業期間は。

●令和8年度から令和19年度までとし、施工は令和8年度と令和9年度を予定している。

○公共施設マネジメント推進課や財産管理課ではなく環境課が事業を実施する理由は。

●公共施設の電力使用量削減による省エネルギー化の推進を事業の目的としているためである。

○LED化による消費電力、CO₂の排出量、エネルギーコストは、年間どの程度削減できると試算しているのか。

●年間約213万キロワットアワーの消費電力削減、約895トンの温室効果ガス排出量削減及び約6,600万円の電気料金削減を見込んでいる。

○事業の必要性は。

●蛍光灯器具の製造・輸出入が令和9年末までに禁止されることから、公共施設のLED化が必要であり、併せて省エネルギー化を推進するためである。

○長期間の債務負担行為を設定する考え方は。

●LED化は必要不可欠な事業であり、リース方式により実施することで、今後の価格上昇が想定される中でも速やかに整備を進めることができる。また、公共施設を一括で実施することによるコスト削減や

業務効率化などのスケールメリットがあり、電気料金及び維持管理費の削減も見込まれることから、財政負担の軽減と平準化に寄与するものと考えている。

○事業費の算定方法は。

●対象施設が114施設と多く、建物が古いため照明設備の図面がない施設も多いことから、工事発注に必要な仕様書作成に時間と費用を要する状況である。そのため、蛍光灯製造禁止の期限を見据え、設計、器具選定、施工及び保守を一体的に実施するプロポーザル方式によるリース事業とし、事業費については事業者の提案額を基に算定したものである。

○対象各施設の交換を予定する照明器具数は。

●交換する照明器具は約3万4,000基を想定している。

○事業対象から外れた施設は。

●既にLED化が完了している施設や、本庁舎、市民会館など特殊な照明設備を使用しておりリース方式に適さない施設については対象外としている。

○対象施設内の照明は全て交換するのか。

●施設内には現在使用していない照明もあることから、施設管理者や所管課と協議しながら必要な照明を対象として交換を進める考えである。

○事業期間中に施設の廃止等が生じた場合の対応は。

●施設の廃止等により契約解除となる場合は、残りのリース料を一括精算し、設置したLED設備を取得することを想定している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第47号 市道路線の廃止について

○市道路線が廃止となった場合の売払い手続及び売払い価格は。

●売払い価格は不動産鑑定士による評価額を基に算定しており、当該用地は1平方メートル当たり1万100円、面積は約302平方メートルであり、売払い予定価格は約305万200円である。また、路線廃止後は一定期間の管理期間を設け、支障がなければ売払い手続を進める。

○近隣関係者への説明状況は。

●申請者により関係者3人全員の同意が得られていることを確認している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。